

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	電源開発株式会社			コード	9513
提出日	2026/5/26	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	横溝 高至	社外取締役	○													○		有
2	村井 暁子	社外取締役	○	▲													新任	有
3	貞森 恵祐	社外取締役	○													○	新任	有
4	宮原 隆	社外取締役	○													○	新任	有
5	大賀 公子	社外取締役	○										○					有
6	安部 静生	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		・同氏は、長年にわたり、弁護士として法曹界における実務に従事するなど、企業法務の専門家としての豊富な実務経験を有しており、2023年6月に当社の社外取締役に就任して以降、当社経営に携わり、法務、リスク管理、ガバナンスの観点から専門性を発揮しており、業務執行の監督機能強化への貢献や幅広い視点からの助言が期待できることから、社外取締役として適任と判断しています。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準ならびに当社が定める独立性基準（４．補足説明参照）を満たしており、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定します。
2	同氏の実父は、過去、当社の業務執行者であり代表取締役を務めていましたが、約30年以上前に退任し2018年に逝去されており、現在においては同氏と当社との間に特段の人的関係・取引関係はなく、独立性に関して影響はないものと判断しています。	・同氏は、長年にわたり、世界銀行をはじめとする国際機関における組織運営や人材開発の分野で豊富な実績を築き、また経営管理大学院においてマネジメントやリーダーシップ、ガバナンスの教育・研究を行うなど、幅広い知見を有しており、今後、当社社外取締役として当社経営に携わり、サステナビリティ、グローバルの観点から専門性を発揮し、業務執行の監督機能強化への貢献や幅広い視点からの助言が期待できることから、社外取締役として適任と判断しています。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準ならびに当社が定める独立性基準（４．補足説明参照）を満たしており、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定します。
3		・同氏は、長年にわたり、経済産業省において行政実務に従事するとともに、国際エネルギー機関（IEA）においてエネルギー政策立案のほか、市場分析や安全保障問題に携わるなど、国際的な視野と高度な専門性を備え、今後、当社社外取締役として当社経営に携わり、経営全般、サステナビリティ、グローバルの観点から専門性を発揮し、業務執行の監督機能強化への貢献や幅広い視点からの助言が期待できることから、社外取締役として適任と判断しています。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準ならびに当社が定める独立性基準（４．補足説明参照）を満たしており、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定します。
4		・同氏は、長年にわたり、財務省における行政実務や世界銀行における財務・国際金融に従事するなど、グローバルな財務の専門家としての豊富な業務経験を有し、今後、当社社外取締役監査等委員として当社経営に携わり、財務戦略やグローバルの観点から専門性を発揮し、強力な経営監視が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任と判断しています。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準ならびに当社が定める独立性基準（４．補足説明参照）を満たしており、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定します。
5	当社は2020年度および2021年度において、当社の企業価値向上に資する多面的かつ客観的な助言・提言を得ることを目的とした経営に係る助言等業務を同氏に委嘱しておりましたが、当該業務に係る報酬は400万円未満であり、独立性に関して影響はないものと判断しています。	・同氏は、長年にわたり、情報通信業界における経営に従事するなど、企業経営者としての豊富な業務経験を有し、2021年6月に当社社外監査役に就任して以降、当社経営に携わり、経営全般や事業開発の観点から専門性を発揮し、強力な経営監視が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任と判断しています。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準ならびに当社が定める独立性基準（４．補足説明参照）を満たしており、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定します。
6		・同氏は、長年にわたり、自動車産業における技術開発に従事するなど、エンジニアや企業経営者としての豊富な業務経験を有し、2024年6月に当社社外取締役監査等委員に就任して以降、当社経営に携わり、経営全般や事業開発の観点から専門性を発揮し、強力な経営監視が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任と判断しています。 ・同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準ならびに当社が定める独立性基準（４．補足説明参照）を満たしており、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定します。

4. 補足説明

【①社外役員の独立性判断基準】 当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、社外役員の独立性判断基準を以下の通り定めています。 当社は、以下のいずれの項目にも該当しない社外役員について、独立性を有するものと判断する。 1. 過去に当社または当社の子会社の業務執行者であった者 2. 当社もしくは当社の子会社を主要な取引先（※１）とする者またはその業務執行者 3. 当社もしくは当社の子会社の主要な取引先（※１）またはその業務執行者 4. 当社または当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭（※２）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。） 5. 過去10年において上記2から4までのいずれかに該当していた者 6. 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者 (1)上記 2 から 5 までに掲げる者 (2)当社または当社の子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役 (3)当社または当社の子会社の監査役 (4)過去 10 年において前(2)または(3)に該当していた者 ※１「主要な取引先」とは、過去３事業年度の当社または当社の子会社との年間取引額が当社の連結総売上高または相手方の連結総売上高の２％を超えるものをいう。 ※２「多額の金銭」とは、過去３事業年度の平均において年間1,000万円以上の金銭をいう。 【②独立役員の属性情報に関する軽微基準】 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引が次に定める軽微基準を充足する場合は、属性情報に係る該当状況についての記載および概要の説明を省略しています。 1. 独立役員が、現在を含む直近10年間ににおいて、当社または当社の子会社の現在の取引先の業務執行者であった場合： 当社または当社の子会社と当該取引先との当事業年度および昨事業年度の各年度における年間取引額が、当社または相手方の連結総売上高の１％未満 2. 独立役員個人が、当社または当社の子会社の現在の取引先である場合： 当社または当社の子会社と独立役員との当事業年度および昨事業年度の各年度における年間取引額が100万円未満
--

- ※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※２ 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※４ a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※５ 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※６ 独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。